相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区矢口台四九番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　和田　功悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階

相続財産管理人　弁護士　深澤　詩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市石和町窪中島二二〇番地、最後の住所山梨県韮崎市旭町上條南割三三一四番地一四清山寮　被相続人　亡　吉井みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

事務所新潟県佐渡市河原田諏訪町八〇番地四新潟交通佐和田ビル四階佐渡ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗田　佳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市蘇原旭町二丁目一番地二、最後の住所愛知県春日井市妙慶町二丁目一三五番地テクノ妙慶六〇一号

被相続人　亡　大塚　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

愛知県名古屋市中区丸の内一―四―一二アレックス二階安井・宮田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細溝耕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市新屋敷一三六番地一、最後の住所三重県桑名市新屋敷一四〇番地

被相続人　亡　後藤　保徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

事務所三重県桑名市内堀五五番地

相続財産管理人　乾　由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市石原町三六番、最後の住所大阪府高石市東羽衣七丁目一〇番三九号

被相続人　亡　財津　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡隠岐の島町都万三三三五番地、最後の住所島根県隠岐郡隠岐の島町都万三四五〇番地　被相続人　亡　齋藤ムメ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一・八番地一

相続財産管理人　司法書士　北岡　博嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭郡中和村大字下和一一四三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石坂　芳藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

岡山県真庭市勝山一七九番地

相続財産管理人　水島　敏裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭郡中和村大字吉田六二七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石坂　喜平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

岡山県真庭市勝山一七九番地

相続財産管理人　水島　敏裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区基町一番地、最後の住所広島市中区基町一八番一―一〇五号

被相続人　亡　八島　修身

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

事務所広島市中区基町六―七八　リーガロイヤルホテル広島一〇階

相続財産管理人　弁護士　村上　香乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市桑原七丁目四五三番地、最後の住所愛媛県松山市桑原七丁目三番五二号

被相続人　亡　坂本　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

愛媛県松山市星岡五丁目一四番七号、事務所愛媛県松山市生石町六七一番地一マドカビル一階

相続財産管理人　司法書士　水野　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県合志市上庄一二一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木永ノリコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十五日

事務所熊本市北区清水新地六丁目一番一五号パル新地Ａ一〇一号

相続財産管理人　司法書士　末松　恵美

第63期決算公告　平成25年９月26日

埼玉県春日部市南一丁目６番９号

金杉建設株式会社

代表取締役　吉川　一郎

貸借対照表の要旨（平成25年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,741,374
	固定資産	5,100,802
	繰延資産	28,392
	合計	6,870,568
負純資産の債及び部	流動負債	1,301,903
	固定負債	2,210,835
	株主資本	3,357,830
	資本金	98,000
	資本剰余金	39,889
	利益剰余金	3,219,942
	利益準備金	2,611
	その他利益剰余金	3,217,330
	（うち当期純利益）	(155,142)
	合計	6,870,568

第50期決算公告　平成25年10月15日

栃木県日光市鬼怒川温泉大原1021番地

鬼怒川グランドホテル株式会社

代表取締役　波木　恵美

貸借対照表の要旨（平成25年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	312,915
	固定資産	1,190,297
	合計	1,503,213
負純資産の債及び部	流動負債	286,506
	固定負債	1,083,191
	株主資本	133,437
	資本金	100,000
	資本剰余金	33,437
	その他利益剰余金	33,437
	（うち当期純利益）	(12,599)
	評価・換算差額等	77
	有価証券評価差額金	77
	合計	1,503,213

第31期決算公告

平成25年10月15日

福島県いわき市植田町中央２丁目１－１

株式会社吉田家具店友の会

代表取締役　吉田　満

貸借対照表の要旨（平成25年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,828
	固定資産	21,400
	資産合計	118,228
負純資産の債及び部	流動負債	93,787
	固定負債	0
	株主資本	24,441
	資本金	21,200
	利益剰余金	3,241
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	3,141
	（うち当期純利益）	(63)
	負債・純資産合計	118,228